

お知らせ

2021年4月8日  
九州電力株式会社**玄海原子力発電所1，2号機の定期事業者検査（廃止措置段階）を開始します**

— 廃止措置期間中に必要な施設の機能及び性能の確認 —

当社は、原子炉等規制法に基づき、玄海原子力発電所1号機第4回及び2号機第1回の定期事業者検査（廃止措置段階）を、2021年4月9日から約6ヶ月の予定で実施します。

定期事業者検査においては、廃止措置期間中に機能を維持すべき以下の施設について、機能及び性能を確認します。

- ・原子炉施設の一般構造
- ・原子炉本体
- ・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- ・原子炉冷却系統施設
- ・放射性廃棄物の廃棄施設
- ・放射線管理施設
- ・原子炉格納施設
- ・その他原子炉の付属設備
- ・その他主要施設

定期事業者検査の実施にあたっては、安全確保を最優先に、検査を一つひとつ丁寧に進めてまいります。

以上



「快適で、そして環境にやさしい」  
そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。  
それが、私たち九電グループの思いです。